

## エネルギー施策に関する重点提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー化推進のため、財政措置を拡充するとともに、発電事業者の参入を促すため、送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。
2. 太陽光発電施設が防災上問題となる斜面に設置されたり、景観上の支障が生じる等の事例が全国各地で見られることから、以下の措置を講じること。
  - (1) 太陽光発電施設の設置に当たっては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。
  - (2) 大規模太陽光発電施設については、環境アセスメントの対象事業への追加または森林法による規制の強化、都市計画法に基づく開発行為の対象とするなど、関連法令を整備すること。
3. 安定したエネルギー供給体制の構築
  - (1) 自然災害に伴う大規模停電の再発防止に向け、これまでの一連の事象を徹底検証したうえで、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、早期に電力供給の強靱化を図ること。
  - (2) 大規模自然災害に備え、災害発生時において、石油等の供給が遅延しないよう、自家発電機を備えたサービスステーションの整備を推進するなど災害対応能力を強化すること。